

平成 28 年 12 月 12 日招集

平成 28 年第 4 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

# 目 次

諮問第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 頁
諮問第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 頁
議案第 68 号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	3 頁
議案第 69 号	燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について	4 頁
議案第 70 号	燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	6 頁
議案第 71 号	燕市職員の給与に関する条例の一部改正について	8 頁
議案第 72 号	燕市税条例等の一部改正について	16 頁
議案第 73 号	燕市国民健康保険税条例の一部改正について	36 頁
議案第 74 号	燕市児童クラブ条例の一部改正について	39 頁
議案第 75 号	燕市公民館条例の一部改正について	41 頁
議案第 76 号	指定管理者の指定について（燕市温泉保養センターほか4施設）	45 頁
議案第 77 号	指定管理者の指定について（燕市小池公民館）	46 頁
議案第 78 号	指定管理者の指定について（燕市小中川公民館）	47 頁
議案第 79 号	平成28年度燕市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 80 号	平成28年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 81 号	平成28年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 82 号	平成28年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 83 号	平成28年度燕市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所	燕市熊森
氏 名	高橋 洋 雄

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市地藏堂本町一丁目  
氏 名 樋口 幸子

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少  
及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、  
平成29年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から新井頸南広域行政組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

平成28年12月12日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約  
新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、新井頸南広域行政組合」を削る。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年燕市条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例

(燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第49号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 燕市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の燕市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の燕市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

燕市職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第52号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月12日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(燕市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第16条の8第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80.0」を「100分の90.0」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	

21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300

49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	

77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				
99		295,700	343,700				
100		296,100	344,000				
101		296,300	344,300				
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				

105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				
109		298,700	347,700				
110		299,100	348,100				
111		299,500	348,400				
112		299,800	348,700				
113		299,900	349,200				
114		300,200					
115		300,500					
116		300,900					
117		301,100					
118		301,300					
119		301,600					
120		301,900					
121		302,300					
122		302,500					
123		302,800					
124		303,100					
125		303,400					
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第20条に規定する職員を除く。

第2条 燕市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の8第2項第1号中「100分の90.0」を「100分の85.0」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40.0」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の燕市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は平成28年4月1日から、改正後の条例第16条の8第2項の規定は平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の燕市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年燕市条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。))附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

燕市税条例等の一部改正について

燕市税条例（平成18年燕市条例第61号）等の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市税条例等の一部を改正する条例

(燕市税条例の一部改正)

第1条 燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第9条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条中「)、第40条の7、第55条」の次に「、第69条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第37条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、「第87条第1項」を「第69条の6第1項の申告書、第87条第1項」に改め、同条第3号中「第37条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第87条第1項」を「第69条の6第1項の申告書、第87条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第37条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第37条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第22条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第32条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」とい

う。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第 48 条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第 29 条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第 37 条第 3 項及び第 4 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の

行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第 38 条第 2 項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第 3 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第 2 号において同じ。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書

に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第68条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第68条第3項中「法第443条第1項」を「法第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第68条の2を削る。

第69条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第69条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前

条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 69 条の次に次の 8 条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 69 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第 69 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 69 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1

(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2

(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3  
(環境性能割の徴収の方法)

第 69 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 69 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 69 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 69 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 79 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(3 輪以上のものに限る。)のう

ち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第 69 条の 9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第 70 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円

(イ) 3 輪のもの 年額 3,900 円

(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600 円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円

(イ) その他のもの 年額 5,900 円

第 71 条(見出しを含む。)、第 73 条(見出しを含む。)及び第 74 条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 76 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 33 号の 4

様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 68 条第 2 項」を「第 69 条第 1 項」に改める。

第 77 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 68 条第 2 項」を「第 69 条第 1 項」に改める。

第 78 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 79 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 78 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 80 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 68 条の 2」を「第 69 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 5 条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 5 条 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第 14 条の次に次の 5 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 14 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 6 条から第 11 条までの規定にかかわらず、新潟県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 14 条の 3 市長は、当分の間、第 69 条の 8 の規定にかかわらず、新潟県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 14 条の 4 第 69 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「新潟県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 14 条の 5 市は、新潟県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として新潟県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 14 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 69 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 69 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附則第 15 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に

「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第15条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第15条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円

	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 15 条第 4 項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの」に、「軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度」を「には、平成 29 年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア (ウ) a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 18 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)  
 第 18 条の 3 の 2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 21 条及び第 22 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項(外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第 1 号の規定により読み替えられた第 22 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)

に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 22 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 18 条の 3 の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第 22 条の 6 から第 22 条の 8 まで、第 22 条の 9 第 1 項並びに附則第 6 条第 1 項、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 22 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条の 7 第 1 項前段、第 22 条の 8、第 22 条の 9 第 1 項並びに附則第 6 条第 1 項、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 24 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 18 条の 3 の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 7 条第 10 項(同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する場合を含む。))に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 12 項(同法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用する場合を含む。))に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 16 項(同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項において準用する場合を含む。))に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第 7 条第 18 項(同法第 11 条第 12 項及び第 15 条第 18 項において準用する場合を含む。))に規定する特定対象

給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 4 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条の 3 の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第 21 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第 22 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項(外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 22 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 25 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第 25 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 22 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 18 条の 3 の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第 22 条の 6 から第 22 条の 8 まで、第 22 条の 9 第 1 項並びに附則第 6 条第 1 項、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 22 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条の 7 第 1 項前段、第 22 条の 8、第 22 条の 9 第 1 項並びに附則第 6 条第 1 項、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 24 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 18 条の 3 の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 7 条第 14 項(同法第 11 条第 10 項及び第 15 条第 16 項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第 4 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条の 3 の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 5 第 1 項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 2 号中「、附則第 6 条第 1 項、附則第 6 条の 3 第 1 項及び附

則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 6 条第 1 項、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同条第 3 項中「第 21 条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 18 条の 5 第 3 項」の次に「後段」を加え、同項第 2 号中「、附則第 6 条第 1 項、附則第 6 条の 3 第 1 項及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 6 条第 1 項、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項」に改め、「附則第 18 条の 5 第 3 項」の次に「後段」を加え、「、第 22 条の 9 第 1 項中「第 21 条第 4 項」とあるのは「附則第 18 条の 5 第 4 項」と」を削り、同項第 3 号中「附則第 18 条の 5 第 3 項」の次に「後段」を加え、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第 4 号中「附則第 18 条の 5 第 3 項」の次に「後段」を加え、同条第 6 項中「附則第 18 条の 5 第 3 項」の次に「前段」を加える。

(燕市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 燕市税条例の一部を改正する条例(平成 26 年燕市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 70 条及び新条例」を「燕市税条例第 70 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 70 条第 2 号ア (イ)	3,900 円	3,100 円
第 70 条第 2 号ア (ウ) a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円

第 70 条第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第 15 条第 1 項	第 70 条	燕市税条例の一部を改正する条例 (平成 26 年燕市条例第 17 号。以下 この条において「平成 26 年改正条 例」という。)附則第 5 条の規定に より読み替えて適用される第 70 条
附則第 15 条第 1 項の表第 2 号ア (イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規 定により読み替えて適用される第 70 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
附則第 15 条第 1 項の表第 2 号ア (ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規 定により読み替えて適用される第 70 条第 2 号ア(ウ) a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
附則第 15 条第 1 項の表第 2 号ア (ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規 定により読み替えて適用される第 70 条第 2 号ア(ウ) b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

(燕市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 燕市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年燕市条例第 20 号)の一  
部を次のように改正する。

附則第 5 条第 3 項の表第 87 条第 1 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「法  
施行規則第 34 号の 2 様式」に改め、「第 1 条の規定」を削り、同表第 87  
条第 2 項の項中「第 34 号の 2 の 2 様式」を「法施行規則第 34 号の 2 の 2  
様式」に改め、同表第 87 条第 3 項の項中「第 34 号の 2 の 6 様式」を

「法施行規則第 34 号の 2 の 6 様式」に改め、同表第 87 条第 4 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「法施行規則第 34 号の 2 様式」に改め、同条第 7 項中「、新条例」を「、燕市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第 10 条第 3 号の項中「第 37 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）、」を削り、「第 87 条第 1 項」を「第 69 条の 6 第 1 項の申告書、第 87 条第 1 項」に改め、同表第 87 条第 4 項の項中「施行規則第 34 号の 2 様式」を「法施行規則第 34 号の 2 様式」に改め、同表第 89 条の 2 の項中「第 89 条の 2」を「第 89 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 10 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 9 項」を「第 9 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 89 条の 2 の項の項中「第 89 条の 2」を「第 89 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 12 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 11 項」を「第 11 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 89 条の 2 の項の項中「第 89 条の 2」を「第 89 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 14 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 13 項」を「第 13 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 89 条の 2 の項の項中「第 89 条の 2」を「第 89 条の 2 第 1 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中燕市税条例附則第 5 条の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成 30 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中燕市税条例第 9 条の改正規定、同条例第 10 条の改正規定（「

)、第 40 条の 7、第 55 条」の次に「、第 69 条の 6 第 1 項」を加える部分、同条第 2 号中「第 87 条第 1 項」を「第 69 条の 6 第 1 項の申告書、第 87 条第 1 項」に改める部分及び同条第 3 号中「第 87 条第 1 項」を「第 69 条の 6 第 1 項の申告書、第 87 条第 1 項」に改める部分に限る。)、同条例第 22 条の 4 及び第 68 条の改正規定、同条例第 68 条の 2 を削る改正規定、同条例第 69 条の改正規定、同条の次に 8 条を加える改正規定、同条例第 70 条、第 71 条、第 73 条、第 74 条及び第 76 条から第 80 条までの改正規定並びに同条例附則第 14 条の次に 5 条を加える改正規定及び同条例附則第 15 条の改正規定並びに第 2 条の規定並びに第 3 条中燕市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年燕市条例第 20 号)附則第 5 条第 7 項の表第 10 条第 3 号の項の改正規定(「第 87 条第 1 項」を「第 69 条の 6 第 1 項の申告書、第 87 条第 1 項」に改める部分に限る。)並びに次条第 3 項及び附則第 3 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

- 第 2 条 第 1 条の規定による改正後の燕市税条例(以下「新条例」という。)
- 第 32 条第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 32 条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 2 新条例附則第 5 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第 22 条の 4 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 37 条第 5 項及び第 38 条第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 37 条第 3 項又は第 38 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

燕市国民健康保険税条例の一部改正について

燕市国民健康保険税条例（平成18年燕市条例第63号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月12日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第19項を附則第21項とし、附則第18項を附則第20項とし、附則第17項を附則第19項とし、附則第16項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第16条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第16条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配

当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第16条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第16条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の燕市国民健康保険税条例附則第17項及び第18項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

燕市児童クラブ条例の一部改正について

燕市児童クラブ条例（平成18年燕市条例第110号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月12日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市児童クラブ条例の一部を改正する条例

燕市児童クラブ条例(平成18年燕市条例第110号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

秋葉町児童クラブ	燕市秋葉町四丁目 10 番 45 号
----------	--------------------

」

を

「

西小第一児童クラブ	燕市東太田 3056 番地
西小第二児童クラブ	燕市東太田 3056 番地

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

燕市公民館条例の一部改正について

燕市公民館条例（平成18年燕市条例第87号）の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市公民館条例の一部を改正する条例

燕市公民館条例(平成18年燕市条例第87号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1燕市中央公民館の表を次のとおり改める。

1 燕市中央公民館

(1) 西棟

階別	施設名	利用時間	金額
1階	小会議室	午前9時から正午まで	900円
		午後1時から午後5時まで	1,100円
		午後6時から午後9時30分まで	1,300円
2階	第1会議室	午前9時から正午まで	1,200円
		午後1時から午後5時まで	1,400円
		午後6時から午後9時30分まで	1,600円
	第2会議室	午前9時から正午まで	900円
		午後1時から午後5時まで	1,100円
		午後6時から午後9時30分まで	1,300円
	第1研修室	午前9時から正午まで	700円
		午後1時から午後5時まで	900円
		午後6時から午後9時30分まで	1,100円
	第2研修室	午前9時から正午まで	900円
		午後1時から午後5時まで	1,100円
		午後6時から午後9時30分まで	1,300円
	第3研修室	午前9時から正午まで	700円
		午後1時から午後5時まで	900円
		午後6時から午後9時30分まで	1,100円
3階	第3会議室	午前9時から正午まで	1,000円
		午後1時から午後5時まで	1,200円

		午後6時から午後9時30分まで	1,400円
小ホール		午前9時から正午まで	1,200円
		午後1時から午後5時まで	1,400円
		午後6時から午後9時30分まで	1,600円
中ホール		午前9時から正午まで	1,900円
		午後1時から午後5時まで	2,600円
		午後6時から午後9時30分まで	3,300円
第1和室		午前9時から正午まで	600円
		午後1時から午後5時まで	800円
		午後6時から午後9時30分まで	1,000円
第2和室		午前9時から正午まで	600円
		午後1時から午後5時まで	800円
		午後6時から午後9時30分まで	1,000円

(2) 東棟

階別	施設名	利用時間	金額
1階	工芸室	午前9時から正午まで	1,200円
		午後1時から午後5時まで	1,400円
		午後6時から午後9時30分まで	1,600円
	窯室	午前9時から正午まで	500円
		午後1時から午後5時まで	600円
		午後6時から午後9時30分まで	700円
	多目的室	午前9時から正午まで	1,900円
		午後1時から午後5時まで	2,600円
		午後6時から午後9時30分まで	3,300円
2階	調理室	午前9時から正午まで	2,000円
		午後1時から午後5時まで	4,000円
		午後6時から午後9時30分まで	5,000円
	講習室A	午前9時から正午まで	1,000円

		午後1時から午後5時まで	1,200円
		午後6時から午後9時30分まで	1,400円
	講習室B	午前9時から正午まで	1,000円
		午後1時から午後5時まで	1,200円
		午後6時から午後9時30分まで	1,400円

別表第1備考に次のように加える。

- 2 陶芸窯を使用する場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。

#### 附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成28年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

1. 施設名

(1)所在地	(2)名称
燕市長辰7550番地3	燕市温泉保養センター
燕市国上5866番地1	燕市ふれあい交流センター
燕市国上5866番地1	燕市道の駅「国上」直販施設
燕市長辰7550番地2	燕市国上農村環境改善センター
燕市国上5866番地1	国上健康の森公園

2. 指定管理者

- (1) 所在地 燕市国上5866番地1
- (2) 名称 特定非営利活動法人 ふれあいパーク久賀美
- (3) 代表者 理事長 河上 功

3. 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成28年12月12日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1. 施 設 名

- (1) 所在地 燕市柳山1580番地
- (2) 名 称 燕市小池公民館

2. 指定管理者

- (1) 所在地 燕市柳山1580番地
- (2) 名 称 燕第一地区まちづくり協議会
- (3) 代表者 会長 笹 川 常 夫

3. 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成28年12月12日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1. 施 設 名

- (1) 所在地 燕市又新1115番地
- (2) 名 称 燕市小中川公民館

2. 指定管理者

- (1) 所在地 燕市又新1115番地
- (2) 名 称 燕北地区まちづくり協議会
- (3) 代表者 会長 小 柳 保 男

3. 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで